長崎市人材確保支援費補助金

将来の長崎市を担う若年者の地元への就職・定住の促進を図るため、市内中小企業者等の人材確保を目的としたSNS等での広告、企業ホームページ等の制作・改修などの情報発信や、若者が魅力を感じる新しい働き方の推進(以下「新しい働き方の推進」という。)、採用コンサルティングの活用などに係る経費の一部を支援します。

ルティングの活力	用などに係る経費の一部を支援します。
	次の要件をすべて満たす中小企業者等 ^{*1}
	1 市内に本社又は事業所を有すること
	2 長崎県内就職応援サイト「 Nなび」への企業情報の登録 を行っている
4-1-1-1-4 1 -7	こと
補助対象者	3 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
	4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律
	第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者で
	はないこと
	1 SNS等広告事業
	2 採用情報専用ページ等制作・改修事業
	3 PR動画等制作事業
補助対象事業	4 就職イベント参加事業
	4
	6 採用コンサルティング事業
	1 SNS、インターネット又はテレビを活用した各種広告費
	2 企業ホームページ(採用情報の専用ページのみ)及び採用サイトの制
	作費や改修費(スマートフォン等への最適化含む)
	3 企業PR動画や採用パンフレット(電子版含む)の制作費
	4 企業説明会等(オンライン形式含む)への出展費、交通費及び宿泊費
	5 テレワーク・リモートワーク、勤務間インターバル、フレックスタイ
	ム、週休3日制、副業、その他新しい働き方の制度構築に関する以下
	の費用
that is to test	(1) コンサルティング費、就業規則又は労使協定の制定・改定、社内研
補助対象経費	修における謝礼金、コンサルタント・講師への交通費及び宿泊費
	(2) ガイトブック(電子版含む)の制作費
	6 採用戦略(評価基準、採用ブランディングなど)、選考フロー(インタ
	ーンシップ含む)、選考体制、内定者や入社後のフォローなどの構築に
	関するコンサルティング費、コンサルタントへの交通費及び宿泊費
	※採用代行に係る費用は対象外
	ただし、上記4~6に係る交通費は、公共交通機関の最も合理的な経路の
	運賃とし、グリーン席及びビジネスクラス以上の料金又は当該料金に相
	当する額を除く。宿泊費は、1人1泊当たり10,900円を限度とす
	る。(市職員の旅費を基準に設定)
	補助対象経費の2分の1(千円未満切捨て)
	※補助回数の上限は設定しない。
	ただし、同一事業者に対する補助金額は、それぞれ以下のとおりとする。
補助率	1会計年度につき、
	補助対象事業1~4:上限20万円
	5~6:上限50万円
	$%1\sim4$ 、 $5\sim6$ それぞれ申請可能です。

	令和5年4月1日~ 令和6年2月28日まで
申請期間	※受付順で補助金の交付審査を行い、予算が無くなり次第、募集を終了します。 ※事業着手(正式発注や契約、参加申込)前に交付申請を行っていただく必要があります。 ※交付審査を行う必要があるため、遅くとも事業着手の2週間前には、ご申請いただきますようお願いいたします。
申請時提出書類	1 補助金交付申請書 2 補助事業概要書 3 登記事項証明書等の市内に事業所を有することを証する書類 4 見積書等の補助対象経費の内訳がわかる書類 5 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類 「市税・・・完納証明書(長崎市発行) 事業税・・・納税証明書(長崎県振興局発行) 消費税及び地方消費税・・・納税証明書(その3)(税務署発行) 6 前年度決算書 7 役員の氏名、フリガナ、生年月日が記された書類(任意様式)
様式入手先	長崎市ホームページ https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/340000/341000/p031467.html (事業者・産業振興 →雇用・労働・産業人材育成 →雇用・労働関連のお知らせ→ 事業者向け雇用・労働関連情報→人材確保支援費補助金)
お問い合せ	長崎市商工部産業雇用政策課 雇用促進係 〒850-8685 長崎市魚の町4番1号14階 TEL 095-829-1313 FAX 095-829-1151

※1:中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者及び 同条第5項に規定する小規模企業者